

金文通解

多友鼎

笠川直樹

キーワード 西周金文 嚴饒 京白 武公 向父

器名 多友鼎

時代 西周晚期(厲王期)

出土 一九八〇年陝西省長安縣斗門鎮下泉村東北で細砂取土の際、深さ4mの地点から出土。

器制

雙(直)耳釜形三蹄足。外壁に二本の凸状旋紋が鑄られている外には紋飾はない。通高51.5cm、腹径50cm、蹄足高20cm、重さ37kg。鼎腹底部には炭灰が附着していた。腹内に銘文が鑄込



まれている。全文二七五字、うち合文三字、重文一字、欠文二字。(1) 田醒農・雒忠恕に拠る)

同様の器制を持つものに、大鼎(集

成2807『故宮青銅器』183)、頌鼎

(集成2827『故宮青銅器』184)南

宮柳鼎(集成2805『陝西出土商周

青銅器』4.105)がある。

收藏 陝西省歴史博物館



頌鼎



南宮柳鼎



大鼎

著錄

①『人文雜誌』一九八一年第四期、一一六頁。『青銅器全集』537。『集成』2835。『銘文選』408。『銘圖』2500。

著錄略稱

集成、中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成（修訂增補本）』

（中華書局、二〇〇七年）

新收、鍾柏生等編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』（藝文印書館、

二〇〇六年）

銘圖、吳鎮烽編著『商周青銅器銘文暨圖像集成』（上海古籍出版社、

二〇一二年）

銘文選、馬承源主編『商周青銅器銘文選』（文物出版社、一九八六年）

合集、郭沫若主編·中國社會科學院歷史研究所編『甲骨文合集』（中

華書局、一九七七—一九八二年）

考釋

1. 發掘當時の時代・銘文考證

①田醒農·雒忠恕「多友鼎的發現及其銘文試釋」（『人文雜誌』

一九八一年第四期）

②李學勤「論多友鼎的時代及意義」（『人文雜誌』一九八一年第六期）

③李學勤「多友鼎的卒字及其他」（『新出青銅器研究』、文物出版社、

一九九〇年）

④張亞初「談多友鼎銘文的幾個問題」（『考古與文物』一九八二年第三期）

⑤劉雨「多友鼎的時代與地名考訂」（『考古』一九八三年第二期）

⑥劉翔「多友鼎銘兩議」（『人文雜誌』一九八三年第一期）

⑦黃盛璋「多友鼎的歷史與地理問題」（『文字學論集』（一）、一九八三年）

⑧劉桓「多友鼎〈京自〉地望考辨」（『人文雜誌』一九八四年第一期）

⑨夏含夷「測定多友鼎的年代」（『考古與文物』一九八五年第六期）

2. 字釋及び関連する事項の考證

⑩李義海「多友鼎補釋」（『開封大學學報』二〇〇四年第二期）

⑪張崇禮「釋金文中的或字」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站論文、二〇一二年五月五日、<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/1858/>）

Show/1858/）

⑫馬楠「『尚書』、金文互證三則」（『中國國家博物館館刊』二〇一四年第一期）

⑬劉昭瑞「試說多友鼎銘文中的追」（『古文字研究』第二六輯、中華書

局、二〇〇六年）

⑭曹漢剛「多友鼎相關問題考證」（『中國國家博物館館刊』二〇一四年第三期）

⑮李峰「多友鼎銘文をめぐる歴史地理的問題の解決」（『論集中國古代の文字と文化』、汲古書院、一九九九年）

3. 「京師」に關わる考證

⑯張世超「《繫年》中的京自及相關問題」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站論文、二〇一二年四月二三日、<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/1852/>）

1852/）

⑰楊博「清華簡《繫年》簡文「京師」解」（『簡帛』第二二輯、上海古

籍出版社、二〇一六年)

- ⑱小南一郎「京師考」(『中国古代都市の形成・長江流域における城郭都市形成過程の考古學的調査』、科學研究費補助金(基盤研究(A)(2) 研究成果報告書、平成九〜一一年度、二〇〇〇年)

- ⑲彭商裕「周伐玁狁及相關問題」(『歷史研究』二〇〇四年第三期)

- ⑳田率「四十二年迷鼎與周伐玁狁問題」(『中原文物』二〇一〇年第一期)

- ㉑李建生・王金平「周伐玁狁與長父侯於楊相關問題」(『中原文物』二〇一二年第一期)

- ㉒吉本道雅「松井嘉德著『周代國制の研究』書評」(『史窗』第六〇号、二〇〇三年)

4. 『詩經』に關わる参考文献

- ㉓白川靜『詩經研究』通論篇第一章、國風の地域性と詩篇の特質 六、

幽・秦(『白川靜著作集』第一〇卷、平凡社、二〇〇〇年)

- ㉔白川靜『稿本詩經研究』解釋篇第三章、社会生活と詩篇 一、戰爭詩(立命館大學文學部中國文學研究室、一九六〇年)

5. 全體にわたる参考文献

- ㉕松井嘉德「周の領域とその支配」(『周代國制の研究』、汲古書院、二〇〇二年)

- ㉖佐藤信弥「獻捷儀禮の变化」(『西周期における祭祀儀禮の研究』、朋友書店、二〇一四年)

- ㉗付強「肇尊銘文補釋」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站論文、二〇一七年九月二三日、<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/3108>)

- ⑳松丸道雄「西周時代の重量單位」(『東京大學東洋文化研究所紀要』第一一七册、一九九二年)

- ㉑李峰『西周的滅亡』(上海古籍出版社、二〇〇七年)

銘文



銘文考釋

唯十月、用嚴(嚴)餒(狃)放癩(興)、竇(廣)伐京自(師)、告追于王。命武公、「遣乃元士、羞追于

京自(師)」、武公命多友遂(率)公車羞追

于京自(師)。癸未、戎伐筍(柁)、衣孚、多友西

追。甲申之脣(晨)、搏(搏)于邾(漆)、多友右(有)折

首執(執)嚙(訊)、凡曰(以)公車折首二百又□又

五人、執(執)嚙(訊)廿又三人、孚(俘)戎車百乘

一十又七乘、衣芻(復)筍(柁)人孚。或搏(搏)于

斲(共)、折首卅又六人、執(執)嚙(訊)二人、孚(俘)車

十乘。從至、追搏(搏)于世、多友或右(有)折

首執(執)嚙(訊)。乃馘(逞)追至于楊冢。公車折

首百又十又五人、執(執)嚙(訊)三人、唯孚(俘)

車不克曰(以)、衣焚、唯馬馘盡。芻(復)

奪京自(師)之孚(俘)。多友廼獻孚或(馘)嚙(訊)

于公、武公廼獻于王、廼曰武公曰、「女(汝)既

靜京自(師)、贅(釐)女(汝)、易(賜)女(汝)土田。」丁酉、武

才(在)獻宮、廼命向父劓(召)多友、廼進

于獻宮、公親(親)曰多友曰、「余肇事(使)

女(汝)、休不噉(逆)、又(有)成事、多禽(擒)。女靜京

自(師)、易(賜)女(汝)圭鬯(瓚)一・湯鐘一簠(肆)・鐺

簠百勺(鈞)。」多友敢對揚公休、用作(作)磚

鼎、用俎(朋)用咎(友)、其子子孫永寶用。

唯十月、用嚴(嚴)餒(狃)放癩(興)、竇(廣)伐京自(師)、

「嚴餒」(嚴狃)〔図A〕は西周末期に涇水上游に割拠した異族名。厲宣王期の青銅器銘文にその名が見える。不嬰簠(集成4388)には厥爰〔図B〕(「唯九月初吉戊申、白氏曰、不嬰馭方厥爰廣伐西俞、王令我羞追于西」)唯九月初吉戊申、白氏は曰う、不嬰、馭方よ、厥爰西

俞を廣伐す、王我に西に羞追するを令す)、號季子白盤(集成10173)には厥執〔図C〕(「搏伐厥執于洛之陽、折首五百、執訊五十」)厥執を洛の陽に搏伐し、折首五百、執訊五十)、兮甲盤(集成10174)に厥執〔図D〕(「王初各伐厥執于罍廬、兮甲從王、折首執訊」)王初めて厥(嚴)執(狃)を罍廬に各伐す、兮甲王に従い、折首執訊あり)、

四十二年迷鼎(新収745)に厥(乙)執(甲)〔図E〕(「女佳克井乃先且考、闢厥執」)女佳れ克く乃の先且(祖)考に井(型)り、厥(嚴)執(狃)を闢す)とあり、字の表記は略々同じ。また『詩經』小雅の六月・出車・采芣は嚴狃の討伐を歌い、出車に「獲醜を執訊す」の

語がある。多友鼎の嚴餒〔図A〕の餒字の右旁表記は、同じ銘文中の執嚙〔図F〕の右旁の字形と同じ、或いは字構上(拘束された人)同じ。號季子白盤〔図G〕兮甲盤の執嚙〔図H〕もまた字構上同じであるから、

俘囚を意味する允字(師匚簠「夷允」集成4342)については、厲王期の餒から宣王期の執へと、時間的な経過に伴い、餒から執へと表記

の變化が見てとれる。



「放癩」について、李學勤②は『尚書』微子篇の「小民方興し、敵讎を相い爲す」及び注の「卿士既に亂れて而小人は各々一方に起ち、其れ敵讎を爲し、和同せざるを言う」を挙げ、これを「放癩」とする。『銘文選釋文』（二八四頁）の放癩に以下の注がある。

方興と讀む。方の（字）義は並、併とする。『莊子』山木に「方舟而して河を濟る」とある。『經典釋文』に引く司馬は云う「方は並」と。また、『國語』齊語に「方舟を附設す」とあり、韋昭注には「方は併なり」とある。興は起ること。方興は、羆狃が集結或いは連合して起ると言うのと略々同じ。『尚書』微子篇の「小民方興、敵讎を相い爲す」、また費誓の「茲に淮夷、徐夷並び興るに徂く」の方興、並興は同義。

ここでは『銘文選釋文』の注に従い、「並び興る」意味と解する。

「黃伐」の字釋については④曹漢剛に言うように二説がある。

(1) 史密簋（新収 336）に「佳十又一月，王令師俗，史密曰東征故南戶、盧、虎、會杞戶、舟戶、翟不斂，廣伐東或」【佳（唯）十又一月、

王師俗、史密に令じて曰う。東征して。南戶（夷）を故（う）てと。盧、虎、杞戶（夷）、舟戶（夷）と會して、翟しく斂（慎）まずして、東或を廣伐す】（村上幸造氏「史密簋」。『漢字學研究』金文通解、第一輯參照）、應侯見工鼎（新収 1456）に「南戶并敢乍非良，廣伐南國」【南戶并敢て非良を乍し、南國を廣伐す】、禹鼎（集成 2833）に「唯噩侯駿方南淮戶、東戶を率いて、南或、東或を廣伐し、歷内に至る」とある。この三器に見える「廣伐」は、廣い範圍が侵略されたことを示す。

(2) 不嬰簋（集成 4338）には、「厥爰西俞を廣伐す、王我に西に羞迫するを令ず」に續けて、「余命女御迫于罌、女曰我車右伐厥爰于高陶」【余汝に罌に馭迫するを命ず、汝我車を以いて厥爰を高陶に右伐せよ】とある。また柞伯鼎に「佳四月既死霸，號中令柞白曰、才乃聖且周公繇又共于周邦。用昏無爰、廣伐南或。今女凱率蔡侯左至于昏邑」【佳（唯）四月既死霸、號中（仲）柞白（伯）に令じて曰う。乃の聖且（祖）周公に才（在）つては、繇に周邦に共（功）又（有）り。昏及ぶ無くも、南或（國）を廣伐するを用て、今女（汝）凱（其）れ蔡侯を率い、左よりして昏邑に至れ】（朱鳳瀚「柞伯鼎與周公南征」『文物』二〇〇六年第五期）とあって、固有の地名が記されている。ここでは廣伐の語は異族の侵略に用いられる言葉であり、必ずしも廣範な地域をいうわけではない。不嬰簋では、異族の侵略を廣伐、王朝側の征伐を右伐と言いつけている。⑦黃盛璋は、廣伐は異族の侵略を言い、横暴を貶めた表現であるとす。今はこの説に従う。

「京自」については、多友鼎銘文に言う京自が何處に位置するのか、

目下のところ以下の四種類の意見がある。

(1) 晉姜鼎にみえる春秋期の晉の都。現在の山西省臨汾付近。「佳王九月乙亥、晉姜曰余佳司朕先姑君晉邦、余不段妄寧、逕離明德、宣邠我猷、用置匹辟辟、每揚昏光刺、虔不彖、魯覃京白、辭我萬民」【佳王九月乙亥、晉姜は曰う。余は佳れ朕先姑を司(嗣)ぎて晉邦に君たり、余段て妄寧せず、明德を逕離(雍)し、我猷を宣べ邠し、用て辟辟を置(紹)匹(弼)し。毎しみて昏の光刺に揚え、虔しみ彖(弛)さず、京白(師)を魯覃し、我萬民を辭む】とあるもの。〔①田醒農・雒忠恕、⑦黃盛璋、②李建生・王金平〕

(2) 京師は一般的には天子の所在する都を指す名称。西周の都としての鎬京、あるいは鎬京一帯(『春秋公羊傳』桓公九年「京師者何天子之居也」)。(⑤劉雨、⑧劉桓)

また、京師には、自に対して用いられる「在り」「格る」といった語がもちいられていないことから、それが一定の地域を指しているとする②吉本道雅氏の説もある。

(3) ⑦楊博(『清華簡《繫年》簡文「京師」解』)は、清華簡「繫年」第二章に「晉人焉に始めて京師を啟く」と見える「京師」を、晉の統制下にあった關中平原の領域と解する。その領域は涇水下流、洛水下流の間の豳地を含み、これに渭水北岸、岐周以東の鎬京、豊京を加えた広い範圍の別呼称であるとする。

(4) 『詩經』大雅、公劉篇に見える「京師の野」、岐周に移る以前の周の根拠地、所謂豳の地、現在の陝西省旬邑縣の付近。〔②李學勤、⑥劉翔、⑭曹漢剛〕

⑦楊博を除いて、三種の意見については、⑭曹漢剛、並びに馬越靖史氏「金文通解 四十二年迷鼎」に紹介されるとともに、關連する金文資料あるいは、『詩經』大雅、公劉・小雅、六月篇の文章に照らしての詳細な考證があるので参照されたい。

筆者は多友鼎銘文中の京白(地名)を、克鐘(罍)(集成209)銘文中に見える京白と同地と考える。克鐘(罍)に「佳十又六年九月初吉庚寅、王才周康刺宮、王乎士召召克、王親令克逕涇東至于京白」【佳十又六年九月初吉庚寅、王は周康刺宮に才(在)り。王士召を乎びて克を召さしむ、王親ら克に令じ涇東を通し京白(師)に至らしむ】とある。銘文中の「王才周康刺宮」の刺宮が、厲王の御廟であることは、吳虎鼎、並びに迷盤に見える「刺王」が厲王であることから明らかであり、克鐘(罍)が宣王期の器物であることがわかる。克氏諸器の關係については、松井嘉徳氏の「吳虎鼎銘考釈」(『史窗』第六二號)に詳説があり、これに従う。

③白川静によれば、京白の地は、克が適省を命じられた涇水東岸から遠く離れてはおらず、豳に近い場所にあるという。

『詩經』小雅・六月によれば、玁狁が周と接する地は焦護にあり、「玁狁は茹(は)り匪(が)く、焦獲(現在の三原・淳化縣付近の叢澤)に整居(とむろ)して。鎬と方を侵し、涇陽に至る」とある。焦護は『爾雅』釋地に「周に焦獲有り」と云い、郭璞は「今の扶風池陽縣瓠中が是れである。其の澤藪は瓠中に在り、藪の外も猶ほ焦獲のごとくして。玁狁に接する所以なり」というところから、小雅・六月の焦獲は、扶風池陽縣瓠中の北に拡がる叢澤地である。玁狁の本據地がそこにあるわけではないが、

涇水に沿って南下すれば周域に至るといふ場所に、たむろし集散して侵入する。獫狁に代表される北方からの異族侵入に備えては、豳白が置かれていたため、これを東に迂回して集散するというのが白川説である。⑥劉翔の説もまた同様である。

克鐘（罇）に従えば、「京白」が宣王期にあってもなお異族侵入に備える據点としての位置をたもっていたことになる。

尚「京師」の名の見える青銅器銘文として最も古いものに、昭王期のものと思われる京師駿尊（銘圖 11784）「王涉漢伐楚、王又奚工（功）、京師駿克斤、王虜（賚）貝、用乍日庚寶障彝。巽」があるが、これは人名である。李學勤「由新見青銅器看西周早期的鄂、曾、楚」『文物』二〇一〇年第一期）

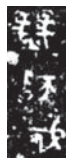
また「豳白」は西周中期の以下の銘文に見える。

善鼎（集成 2820）「今余唯肇醢先王令、令女左疋簣侯、監夔師成」【今余唯れ肇こに先王の令を醢（申）ね、女に令じて簣侯を左疋（胥）し、夔師成を監せしむ】

靜簋（集成 4273）「孚八月初吉庚寅、王以吳率、呂翠卿斂益白、邦周射于大池」【孚の八月初吉庚寅、王は吳率、呂翠卿斂益白、邦斂（夔）益白、邦周を卿せて、大池に于いて射せしむ】

趙簋（集成 4266）「王若曰、趙、命女乍斂自家嗣馬」【王若くのとく曰う。趙よ、女に命じて斂（夔）自（師）の家嗣（司）馬と乍す】

また、裘盞簋に「田を豳に受（さず）く」の田地名がみえる。



善鼎



靜簋



趙簋

告追于王。命武公、「遣乃元士、羞追于京白（師）。」

「王」は厲王（②李學勤、②李峰一五四頁による）。追ひ払うべきを告げる者の名が省略されているが、京白からの一報と思われる。

「武公」の名は、南宮柳鼎（集成 2805）、禹鼎（集成 2833）、敵段（集成 4233）にも見え、厲王の重臣。後述するように当時の「井の邦君」である。

「元士」の名称は、『禮記』王制に見え、「天子三公之田視公侯、天子之卿視伯、天子之大夫視子男、天子之元士視附庸」【天子の三公の田は公侯に視え、天子の卿は伯に視え、天子の大夫は子男に視え、天子の元士は附庸に視う】とあり、孔穎達疏には「天子の士の元と稱する所以は、諸侯の士と異なればなり」とあって、天子と諸侯の士を明確に区別する。孫詒讓の正義に「凡て諸官の上士、王制では元士と謂う、又た適士と謂い、中下士は又た官師と謂う」とあって、上士と汎称しているところから、②李學勤は上士とする。『孟子』萬章下に「天子之卿受地視侯、大夫受地視伯、元士受地視子男」【天子の卿の地を受くること侯に視え、大夫の地を受くること伯に視え、元士の地を受くること子男に視う】とあって、ここでも天子につかえるものとしていえる。孔穎達疏にあるように、諸侯の士は元士と稱することはできず、とすれば武公の家臣の多友は元士にはあたらないことになる。今は元

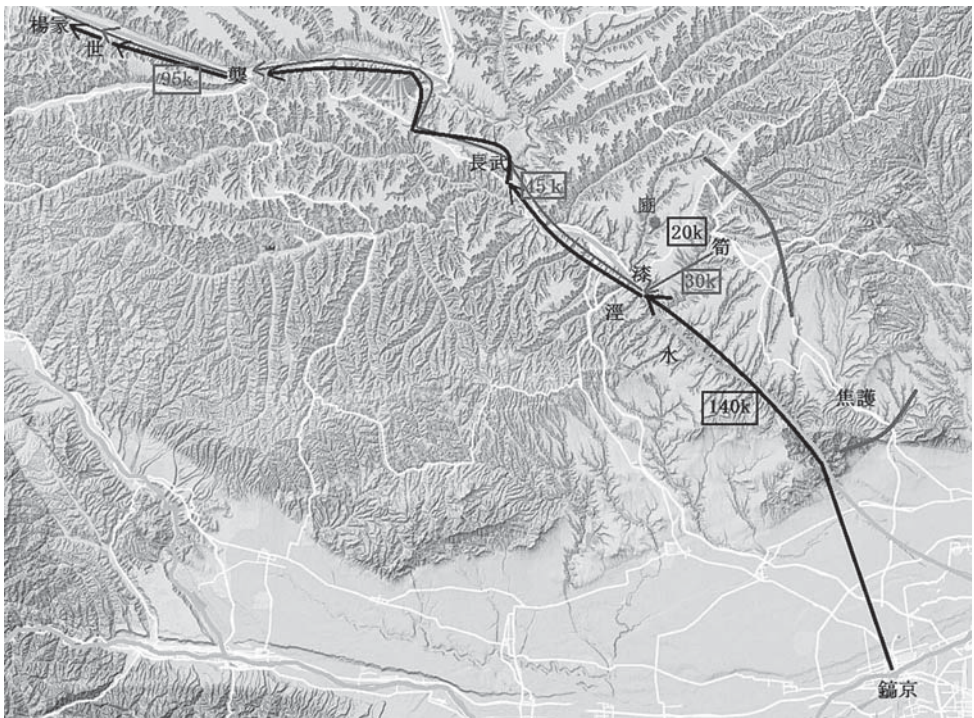
字の金文の用例「元徳、元武、元用」等に從い、直屬の一番良い武士と解する。

「羞追」は、進み追うこと。「京自に向けて追撃をかけよ」と命じている。不嬰簋（集成4328）に「王我に令じ西に羞追せしむ」（集成4328）。五年師旃簋に「汝に齊に羞追するを令ず」とあるのと同じ。また、多友鼎銘の後文には「追搏于世」とあって、これに類似する表現としては、以下に引く「馭追、追御」の語がある。

不嬰簋（集成4328）「余命女馭追于罍、女曰我車右伐厥爰于高陶」【余汝に罍に馭追するを命ず、汝我車を以いて獵狃を高陶に右伐せよ】

或簋（集成4322）「或率有司師氏、奔追御戎于馘林」【或有司師氏を率え、奔りて戎を馘林に追御す】

敵簋（集成4323）「王令敵追御（御）于上洛恣谷」【王敵に令じ上洛恣谷に追御せしむ】



地図 I

武公命多友遂公車羞追于京自(師)。

「公車」は武公の戦車。禹鼎(集成2833)には公戎車とあって、「肆(肆) 武公迺遣禹率公戎車百乘、斯(斯) 駿(馭) 二百、徒千」【肆に武公迺ち禹を遣し公の戎車百乘、廝駿二百、徒千を率いしむ】とあり、車百乘、並びに千二百人の兵士が與えられ、これを従えている。後文に「武公の徒駿を以いて疆に至る」とあり、武公の私兵である。多友もまた武公の私兵を率いたといえる。遂の字は禹鼎も同字。經典にみえる公車は、『詩經』魯頌閟宮に「公車千乘」とある。『周禮』春官宗伯、巾車に「公車の政令を掌る」とあって、鄭玄注に「公、猶ほ官のごとき也」とあるところから、「官の兵車」とする。

癸未、戎伐筍(枸)、衣孚、

「戎」は玁狁。「筍」が攻撃され、兵士住民が俘虜となったことをいう。

「筍」は『漢書』地理志上、右扶風に「枸邑、幽郷に有り、『詩經』幽國、公劉都する所」という。現在の枸邑縣付近。

「衣」は唐蘭の「卒」(完畢、ことごとくおえる)と釋する説をとるものが多い(『伯或三器銘文的譯文和考釋』、『唐蘭先生金文論集』、紫禁城出版社、一九九五年、六〇五頁)。

卜辭には、

・癸未王卜貞西多自上甲至于多毓衣、亡尅自猷、在四月惟王二祀

【癸未に王卜して貞う。多日に酉するに上甲自り多毓に至るまで衣す、尅亡きか猷自りするか、四月惟王二祀に在り】(合集37836)

・癸卯王卜貞彫翌日自上甲至多毓衣、亡尅自猷、在九月惟王五【癸卯に王卜して貞う。翌日に彫するに上甲自り多毓に至るまで衣す、尅亡きか猷自りするか、九月惟王五】(合集37844)とあって、みな合わせて祀ることをいう。

青銅器銘文では、庚嬴鼎(集成2748)に「佳廿又二年四月既望(望)己酉、王瑯宮に饗す、衣な事まる」とあって、饗宴し、あわせて皆な祀ることをいう。

或簋(集成4322)には、淮戎討伐の戦果を挙げたのち、「衣博、無眈于或身」【衣な博(博)ちて、或の身に眈無し】とあり、また、或簋(集成4323)に「奪孚人四百、鬲于焚白之所、于煜衣諱、復付阜君」【孚(俘)人四百を奪(還)す。焚白の所にて鬲(圖)し、煜において衣な諱(記)して、復た阜(厥)の君に付す】とある。「衣」は經典では「殷」と読み、『禮記』曾子問に「服を除き、後に殷祭す」とあるように「おおいに、さかんに」の意味を持つ。

多友西追。甲申之脣(晨)、搏(搏)于邾(漆)、

「多友西追」は「京自に羞追す」を指すと読み取れるが、先に述べた不嬰簋の「厥爰西俞を廣伐す、王我に西に羞追するを令す」と類似する表現である。銘文には續けて、「余汝に罍に馭追するを命ず、汝我車を以いて玁狁を高陶に宕伐せよ」とあって、罍に追撃し、高

陶で宥伐したという具體的な地名が續く。これらの地名を現在地に比定することは確證に乏しいが、方角としての西が、どこを起点としての西であるのかを考えると、『詩經』大雅・緜には「古公亶父、朝に來りて馬を走らせ。西水の滸（もと）に率い、岐下に至る」とあって、古公亶父が岐周に遷都するに際して、西水から岐下に至ったことを歌う。白川靜は、邠地の西側の川沿いに岐に下ったとし、この西水を涇水、対する東の川を洛水（漆水）として、關中平原の北に廣がる高原地帯の東西を指すという（『金文通釋』第三二輯、一九三、八二二頁）。

また先に述べたように、⑦楊博は、清華簡「繫年」第二章に「晉人焉に始めて京師を啟く」と見える「京師」を、晉の統制下にあった關中平原の領域と解する。この設定を西周期にまで遡らせ敷衍して、涇水下流、洛水下流の間の今の富平、櫟陽一帯の渭水の流に臨む地域を公劉以来の邠地とし、渭水北岸から、岐周以東の鎬京、豊京を加えた廣い範圍の別呼称であるとする。これに従い「多友西追」の西とは、宗周地域に属する邠地の西としている。

「甲申之脣」については、脣は晨の字。大孟鼎に「女妹辰に大服する又（有）り」とあって、妹は昧（呉大澂『憲齋集古録』孟鼎釋文）。『尚書』・牧誓に「時に甲子昧爽、王朝に商郊牧野に至る」とあって、拂曉、黎明をいう。

銘文の記述に従えば、鎬京から軍を發し、推定一四〇km軍を進めた（地図Ⅰ参照）ところ、甲申の日の早朝に、前日（癸未の日）に筍を襲った戎と邾で邂逅し、戦いとなった。これを打ち破ったのち、「斲」、「世」へと追撃した。後述するようにその後、「楊冢」まで轍追して、京自

を襲った部隊に追いつき、また打ち破って京自で俘虜となった者を開放し、京自に戻している。

「博于邠」の博字は、號季子白盤（集成 10173）「厥靴を博（搏）伐す」、子犯鐘（新収 1009）「子犯（犯）及び晉公西の六白を遂（率）い、楚刼（荆）を博伐す」、禹鼎（集成 2833）「噩侯駿方を刼（撲）伐し、壽幼も遺すこと勿かれ。噩を辜（敦）伐せよ。兮甲盤（集成 10174）則ち井（刑）として撲（撲）伐に即かしむ」、迷盤（新収 0757）「楚荆を斲（斲）伐す」、應侯見工鼎（新収 7456）「王雁（應）侯見工に令して曰う。兪するを政（征）伐せよ。我に□南尸（夷）の兪するを斲伐するを令す」、鞅鐘（集成 260）「王辜（敦）伐して其れ至り、卒（厥）都を斲（撲）伐す」と見え、博（搏）伐、博（搏）伐、刼（撲）伐、撲（撲）伐、斲（斲）伐、斲伐等の多様な表記がみられる。

「斲」字は邾と隸定したが、②李學勤はこれを邾字とし、漆水が涇水に流れ込む現在の彬縣に比定する。東北約 80 km に柁邑縣がある。『漢書』地理志上、右扶風（先の文章の前）に「漆、漆水在縣西。有鐵官。莽曰漆治。」とある。今、この説に従う。

多友右（有）折首執斲（訊）、凡百（以）公車折首二百又□又五人、執（執）斲（訊）廿又三人、孚（俘）戎車百乘一十又七乘、衣衾（復）筍（柁）人孚（俘）。

「折首執斲」の折首は斷首、執斲は俘虜、捕囚。師寰殷（集成 4313）に「折首執訊、無謀徒馭、毆孚士女、羊牛、孚吉金」【折首執訊、無

謀徒馭。守とせる士女、羊、牛を馭ち。吉金を守る」とある。馬越靖史氏の金文通解「四十二年遜鼎」(『漢字學研究』第三號、二〇一五年、九二頁)に詳解がある。

「戎車百乘一十又七乘」は、戎車百又一十又七乗と言うべきものであるが、他に見えない数え方表記である。

「衣芻」の芻は、『説文解字』芻字の下条に「芻或省イ」とある。段玉裁注には「小徐本有芻無芻」という。芻は復の異體字である。皆な取り戻し回復すること。

或博(搏)于斲(共)、折首卅又六人、執(執)𨔵(訊)二人、孚(俘)車十乘。從至、追博(搏)于世、多友或右(有)折首執(執)𨔵(訊)。乃𨔵(逞)追至于楊冢。

「斲」は、『詩經』大雅・皇矣に「密人不恭、敢て大邦を距み、阮を侵し共に徂く」とあり、『詩集傳』には「阮、國名。今涇州に在り。徂は往なり。共は阮國の地名。今の涇州の共池が是れである」という。現在の甘肅省涇川縣平涼市共池村付近とすれば、彬縣から一〇〇kmあまり(地図参照)離れており、一戦の追撃距離としては長い嫌いがあ

る。「從至」を、②李學勤は「孚車十乘」につけて、捕獲した戦車を「從えて帰る」意味にとるが、「引き續き軍を進めて、世に追搏した」とするほうが、後文の「𨔵追して楊冢に至る」との繋がりがい。斲、世での戦いは、戦果からみても和での戦いと一續きの追撃戦であろう。

「右」は有と讀む。

「𨔵追」については、①張崇禮は「𨔵」字と釋する。「𨔵追」について諸家の説を次のように擧げる。

①田醒農・維忠如、「逞的古寫」。②李學勤「釋爲軼、訓爲突」。③劉雨「𨔵追。𨔵乃逞之繁寫、即逞追。『説文解字』楚謂疾行爲逞。『廣韻』「逞、疾也。𨔵追、急追」。李仲操「也釋多友鼎銘文」『人文雜誌』1983年第6期)、「越音秩、『説文解字』走也。走、疾趨也」、越追、急追的意思」。

これらを踏まえて、張崇禮は、多友鼎の𨔵は逞と讀み、疾と讀むべきであり、「逞追」は𨔵簋(集成2828)の奔追とほぼ同じ。疾速に車行することをいうとする。今この説に従う。

公車折首百又十又五人、執(執)𨔵(訊)三人、唯孚(俘)車不克𨔵(以)、衣焚、唯馬馭盡。芻(復)奪京自(師)之孚(俘)。

「唯孚車不克𨔵、衣焚」については、前文に「孚戎車百乘一十又七乘」「孚車十乘」とあって、先には捕獲していたものを、ここでは「不克𨔵」を理由として、皆な焚してしまっている。②李學勤は、「𨔵」は「來」に意味が近いとし、「帶同することができない」ものを焚したとする。漢字研究会席上では、帰路の遠さを考え、すべて焚したという意見もあった。理になかったものといえる。「孚とせる車の克く𨔵いざる」を直譯すれば、ここで捕獲した戦車は(仕様が異なり、)扱い難いので、みな焚したという文意ともいえる。

「毆」の、毆は『説文解字』卷三、爰部に「捶毆物也」とあり、段玉裁は「捶は杖を以いて撃つこと」とする。また畫は、『説文解字』卷五、血部に「傷つき痛めること」とある。作冊啗由（集成527）にも「不泉啗子、子征先畫死、亡子、子引有孫」【不泉（祿）なる啗子、子征き先に畫み死して、子亡く、子引きて孫有り】と見えることから、「杖撃して傷つけ痛めた」と釋するのが一般的である。銘文選は「殺した」としている。漢字學研究会席上では、糧食としたのではないかという意見もあった。

⑩李義海は、畫を下の句につけ、「畫復奪京自之孚」とする。畫が、先の句の「衣芻笥人孚」の衣と対をなす表現であるとし、畫を畫字として「ことごとく」と訓む。ただ、この説については、衣と畫との字義上の使い分けが判然とせず、畫と畫の字音も通仮しない。

⑬劉昭瑞は、任鼎（新収155）の「吏（使）獻爲于王。鼎畫買」の例をあげ、「畫買」を「皆な納める」と訓み、また師鬲鼎（集成2830）に「女克畫乃身」（女克く乃の身を畫して）とあることから、畫を「盡くす」と訓んでいる。ただ、師鬲鼎の銘文選（202）の釋文のように「痛み傷つけても」とも讀める。

上博簡（二）『紂衣』第十二簡に畫字の下部の皿を省略したものがあり、「母以小謀敗大作，母以嬖御畫汝后，母以嬖御士畫大夫，卿士」とある。『禮記』縗衣の対応する箇所を見ると、「母以小謀敗大作，母以嬖御人疾莊后，母以嬖御士疾莊士，大夫，卿士」とあって、「疾」に作っている。

「復奪京自之孚」は、⑫李峰の言うように多友鼎銘を考えるうえで

重要である。

銘文中の多友の戦果を挙げると以下のようになる。

「邾」首級二百數十五人、俘虜二十三人、捕獲した戦車百十七乗。笥人の孚を衣な芻す。

「葬」首級三十六人、俘虜二人、捕獲した戦車は十乗。

「世」首級、俘虜あり。

「楊冢」首級百十五人、俘虜三人、戦車は衣な焚す、京自で奪われた孚を芻す。

「邾」「葬」「世」を一戦とし、「楊冢」での戦いを「轍追」した後の一戦とすれば、京自を襲った部隊が先に俘虜を連れ去って移動していたと釋するのが自然である。前日に笥を襲った戎の一隊が、多友と邾で邂逅したことから、その距離20kmを目安とし、かりに別動隊が邾付近から五日移動したとして、一五〇kmあまり離れたところに楊冢があるのではないかと推測する。一五〇kmは鎬京から邾への距離に略々合致するからである。京自襲撃の報を受けて急追する多友の軍隊の速さを考えれば、邾付近からの戦線の長さや日数がある程度推測することができる。この部隊は別部族とも考えられ、『詩經』六月の「たむろし集散して侵入する」という獫狁の侵入の形態を示すものとも謂える。

多友廼獻孚（俘）或（馘）噍（訊）于公、武公廼獻于王、廼曰武公曰、「女（汝）既靜京自（師）、贅（釐）女（汝）、易（賜）

女(汝) 土田。」

「迺」は『爾雅』釋詁(郡、臻、仍、迺、侯、乃也)に従って、乃(ここに)と読み、そこでと訓む。

「馘」は首級、金文に衆見する。柞伯鼎に「柞白執訊二夫、隻馘(かく)十人」とある馘と同字。また、故殷(集成3833)には、先に「馘首百、執訊卅」と言い、のち「禽れる馘百、訊卅を告す」と言い、首と馘の数は一致する。『説文解字』耳部、馘字に「軍戦の斷耳なり。『春秋傳』に曰う。以て俘馘を爲す。耳に从う或聲。馘、馘或は音に从う」とある。

「釐」は釐。『説文解字』に「家福也」、『説文解字注』には「家福者、家居獲祐也」といい、吉慶を言う「休」と同様の意味が一般的であるが、『詩經』大雅、江漢に「釐爾圭瓚」とあり、毛傳に「釐は賜うこと」とある。下文の「易」と重なるが、ここでは賜うと釋するのが妥当である。

丁酉、武公才(在) 獻宮、迺命向父劄(召) 多友、迺迺于獻宮、公窺(親) 曰多友曰、「余肇事(使) 女(汝)、休不啜(逆)、又(有) 成事、多禽(擒)。女(汝) 靜京自(師)、易(賜) 女(汝) 圭鬯(瓚) 一・湯鐘一(肆)・鑄釜百(鈞)。」多友敢對揚公休、用乍(作) 罍鼎、用棚(朋) 用吝(友)、其子子孫永寶用。

「獻宮」は武公の宮廟(佐藤信弥氏の意見によれば、獻上を受ける場)

と思われる。諸侯の宮廟の例としては、令鼎(集成3803)に「王歸自謀田、王駿濂仲廩、令眾奮先馬走、王曰。令眾奮乃克至、余其舍女臣卅家。王至于濂宮啟」【王謀田自ら歸る。王の駿(馭)の濂仲廩(僕)となり、令と奮と先馬走す。王曰う。令と奮と乃ち克く至らば、余其れ女に臣卅家を舍えん。王濂宮に至りて啟す。】と、濂宮が見え、これは王の家臣濂仲の宮廟で、令はそこで王休を賜っている。

「向父」は禹鼎に見える禹と同一人物。叔向父禹簋(集成4222)に「弔向父禹曰。余小子司朕皇考、肇帥井先文且、共明德、秉威義、用鬻鬲奠保我邦我家。乍皇且幽大弔罍設【弔(叔)向父禹曰う。余小子朕(朕)が皇考を司ぎ、肇(肇)に先文且(祖)に帥井(型)し、明德を共(恭)し、威義(儀)を秉り、用て我邦我家を鬻(申)鬲(固)奠保す。朕(朕)が皇且(祖)幽大弔(叔)の罍設を乍(作)る】とあり、禹鼎の「贖(朕) 聖且考幽大弔」と祖名が一致する。

禹鼎(集成3833)によれば、禹は祖父の「幽大弔」父の「懿弔」の職掌を継ぎ、当時の井(現在の陝西省寶鶏付近)の邦君である武公から「井邦に政する」地位につくことを命じられている。禹鼎には、別に「皇且穆公」(「不顯超超皇且穆公」)の名が見えるところから、徐仲舒(「禹鼎的年代及其相關關係」、『考古學報』一九五九年第三期)は、この穆公が、穆王、共王の世の井伯である可能性を示唆している。ただ武公がその跡を継ぐ井伯であるかどうかは明らかではない。

「迺」と隸定した字は、③李學勤は「延」とする。⑦黃盛璋は「歩」と釋する。召されて主上の宮廟にあがるのであるから、「進み上がる」意に解するのが妥当であると思われる。

「圭鬯」は傳世文獻の「圭瓚」。銘文中の賜物としての鬯の例は、商代晚期から西周晚期まで引き續き見える。その形態についてはすでに李小燕・井中偉「玉柄形器瓚説」(『考古與文物』二〇二二年第三期)、『漢字學研究』第三號掲載の馬越靖史氏による提要を参照)に紹介されているので、ここでは銘文、典籍に見える用例を挙げる。

子黃尊(集成6000 商代晚期)「王商子黃鬯一・貝百朋」【王子黃に鬯(瓚)一・貝百朋を商(賞)す】

榮簋(集成4121 西周早期)「王休易(賜)𠄎臣父爰鬯(瓚)王卿(裸)・貝百朋」【王休して𠄎(厥)の臣父榮に鬯(瓚)、王の裸せし、貝百朋を易(賜)う】

宜侯矢簋(集成320 康王期)「易鬯鬯一卣、商鬯一・□・矧弓一・矧矢百・旅弓十・旅矢千」【鬯鬯一卣を易(賜)ひ、鬯(瓚)一・□・□・矧弓一・矧矢百・旅弓十・旅矢千を商(賞)す】

卯簋蓋(集成4327 西周中期)「易女鬯章四・穀・宗彝一鬯・寶」【女(汝)に鬯(瓚)三(四)・章(璋)穀・宗彝一鬯を易(賜)う】

毛公鼎(集成2841 宣王期)「易女和鬯一卣・卿圭・鬯寶・朱市・悤黃・玉環・玉琮……」【女(汝)に和鬯一卣・卿(裸)圭・鬯(瓚)寶・朱市(芾)・悤黃・玉環・玉琮……を易(賜)う】

敵簋(集成4323 西周晚期)「事尹氏受、釐敵圭鬯・貝五十朋」【尹氏をして受(授)けしめ、敵に圭鬯(瓚)・貝五十朋を釐(釐)わしむ】

師匍簋(集成4342 西周晚期)「易女鬯鬯一卣・圭鬯・尸允三百人」

【女(汝)に鬯鬯一卣、圭鬯(瓚)・尸(夷)允三百人を易(賜)う】

使用目的については、『國語』魯語上の「文仲鬯圭と玉馨を以ち、

齊に如き糴^{てき}を告げて曰う。天災流行し、弊邑に戻る、饑饉薦降し、民は羸れて幾んど卒す、大に懼る。周公、太公の命祀を乏しくし、職貢業事を共せずして獲戻することを」とあり、「鬯圭」の韋昭注には、「以て廟に祀りす」とある、周語上の「犧牲玉鬯を奉じ、往きて焉に獻ず」の注には「地に灌し神を降す所以の器なり」とあって、圭瓚が裸祭に用いられ、廟中を清めて、神を降ろすために用いる勺であることが判る。

「湯鐘」は、『説文解字』盞の字に「金之美者。與玉同色。从玉湯聲」とあり、また『周禮』考工記に「金有六齊。六分其金而錫居一、謂之鐘鼎之齊」とあり、盞は錫の配劑によって美しさを増したもの。當該銘文の湯は盞、錫と同字と思われる。楚公冢鐘(集成26)には「錫鐘」に作る(楚公冢自鑄錫鐘、孫孫子其永寶)。また、楚公逆鐘(新收80)には「穌(和)齊(劑)錫鐘」とあるところから、「湯鐘」は「錫鐘」であると思われる。

「盞」は肆と讀む。「盞」の從う「逸」字(餘紐質部)と「肆」字(心紐質部)とは疊韻する。また侑と通じる。②李學勤は「盞」と『三體石經』逸字の古文(𠄎)と同じ、肆と讀む」という。今この説に従い、一組の美しく良い編鐘とする。

「鑄釜」を③李學勤は金屬名とする。⑦黃盛璋は合金の配合によって生じた銅の色という。曾伯陞壺に(集成9712)「佳れ曾白(伯)陞廼ち吉金の鑄釜なるを用い、用て自ら盞壺を作(作)る」とあって、銅の色の形容をいう。同様の表現に、邾大宰鐘(集成8)の「吉金鑄鋁」、叔尸鍾(集成00285)の「吉金の鉄鑄にして、玄鏤鑄鋁なる

を甞(擇)ぶ、九里墩鼓座(集成429)の「其の吉金の玄鏐鈍呂なるを甞(擇)ぶ」、曾伯黍簠(集成4631)の「余其の吉金黃鑪なるを甞(擇)ぶ」がある。

「鈞」は重量単位であるが、どれほどの重さであるのか明確ではない。

②松丸道雄によれば、一鈞は10kgといい、多友鼎をふくむ以下の銘文の例をあげている。

内史𠄎鼎(集成2696)「内史令𠄎事、易金一鈞・非余」【内史令𠄎事、金一鈞(鈞)・非余を易(賜)う】

小臣守簠(集成4179)「王吏(使)小臣守吏于夷、賓馬兩・金十鈞」

【王 小臣守をして夷に吏(事)いせしむ。馬兩・金十鈞を賓す】

屏敖簠蓋(集成4213)「戎獻金于子牙父百車、而易魯屏敖金十鈞」(戎金を子牙父に獻すること百車、魯として屏敖に金十鈞を易(賜)う)

幾父壺(集成9721)「同中寃西宮、易幾父筭・奉六・僕四家・金十鈞」

【同中(仲)寃(宄)西宮、幾父に筭・奉(献)六・僕四家・金十鈞を易(賜)う】

𠄎鐘(集成48)「宮令宰僕易𠄎金十鈞」【宮宰僕に令(命)じ𠄎に金十鈞(鈞)を易(賜)う】

その後楚公逆鐘(新収89)が出土し、銘文に「鎮𠄎内郷赤金九萬鈞。

楚公逆用自作𠄎齊錫鐘百辰」【鎮(欽)𠄎(融)赤金九萬鈞を内(納)郷(饗)す。楚公逆用て自ら𠄎齊の錫鐘百辰(肆)を乍(作)る】

とあって、およそ實數とは考え難い、「赤金九萬鈞」の例がふえた。

多友鼎銘にある「百鈞」が實數であるかどうかは定かではない。これを用いて作った多友鼎の重さは36kgである。下の文に「用𠄎用𠄎」

とあって、この鼎を朋友との饗宴に用いると解するのが一般的であろうが、あるいは「百鈞」が指揮下の友官に再分配されたと解することも可能である。

訓讀

唯れ十月、𠄎狃放び興り、京師を廣伐するを用て、追うを王に告ぐ。

【王】武公に命ずるに「乃の元士を遣し、京師に差追せよ」と。武公、多友に公車を率いて、京師に差追するを命ず。

癸未、戎は柁を伐ち、衣な俘とす。多友西追し、甲申の晨に、漆に搏つ。多友に折首執訊有り。凡て公車を以いて折首二百又□又五人、執訊廿又三人、俘とせる戎車百乘一十又七乘、柁人の俘を衣な復す。

或た共に搏ち、折首卅又六人、執訊二人、俘とせる車十乘。従つて至り、世に追搏す、多友或た折首執訊有り。乃ち差追して楊冢に至る。

公車もて折首百又十又五人、執訊三人、唯だ俘とせる車の克く以いざるは衣な焚す、唯だ馬は馭ちて盡ましむ。京師の俘を復奪す。

多友迺ち俘馘訊を公に獻ず。武公迺ち王に獻ず。迺ち武公に曰いて曰く「汝既に京師を靜めたり。汝に釐うに、汝に土田を賜う」と。

丁酉、武公 獻宮に在り、迺ち向父に命じて多友を召し、迺ち獻宮に進らしむ、公親ら多友に曰いて曰く「余肇に女を使わすも、休にして逆うことなく、事を成す有り、多く擒にす。汝京師を靜めたり。汝に圭瓚一・湯鐘一肆・鑄鑿百鈞を賜う」と。

多友敢て公の休に對揚し、用て𠄎鼎を作る、朋に用い友に用いん、

其れ子孫永く寶用せよ。

現代語譯

これは十月のこと、獬豸が並び興って、京師に侵入する事態が生じたため、追撃すべきことを王に告げた。王は武公に「乃の直屬の部下を京師に派遣して、進み追撃させよ」と命じた。武公は多友に命じ、兵車を率いて、京師へ追撃させた。

癸未〔干支番号20〕の日に、戎は柁を攻撃し、(兵士、住民を)衣(みな)な俘虜(俘)とした。多友は西へ追撃し、甲申〔干支番号21〕の早朝に、漆の地でこれを伐った。多友(の兵)は戦って首級、俘虜を得た。武公の兵車を率いて得た首級は、すべて二百數十五人、俘虜は二十三人、捕獲した戦車は百十七乗であった。また俘虜となっていた柁の人(兵士、住民を)をみな取り戻した。また共に討伐し、(その時の)首級は三十六人、俘虜は二人、捕獲した戦車は十乗であった。そのまま追撃して世に至り、多友はまた首級・俘虜を得た。さらに急追して楊冢に至り、兵車を用いて首級百十五人・俘虜三人を得たが、ただ捕獲した戦車の率いることのできないものはみな焚した。また馬は殺傷した。京師で俘虜となっていた兵士・住民を奪還した。

多友は捕獲した首級・俘虜を武公に獻じ、武公はそれを王に獻じた。「王が」武公に言うには「汝は既に京師を靜めた。汝に釐わりものをし、汝に田土を與える」と。

丁酉〔干支番号34〕の日に、武公は獻宮に在って、向父に命じて多友を召し、獻宮に上がらせた。親ら多友に言うには、「余はここに汝を(戦いに)使わしたが、「汝は」、吉慶にしてたがうことなく事を成しとげ、多く擒を得た。そして汝は京師を靜めた。汝に圭瓚一・湯

鐘一揃い・鐻鑿百鈞を與える」と。

多友は敢て公のたまものにこたえて、墜鼎を作った、これを朋友とすることに用いよう。子子孫永く寶物として用いるように。

(立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員)